

○財務省告示第百十七号

関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から適用する。

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>関税法施行規則第十条第四項第五号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を定める件</p>	<p>関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿</p>

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第十条第四項第五号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところ等を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

1 規則第十条第四項第五号ニに規定する財務大臣が定めるところは、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第十五号）第一条の四、第八条、第十条及び第十条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等

第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）X六九三三又は国際標準化機構の規格一二六五三―三に準拠したテストチャートを規則第十条第四項の保存義務者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面において、日本産業規格X六九三三における四の相對サイズの文字及びISO図形言語又は国際標準化機構の規格一二六五三―三における四ポイントの文字及び一四〇図票を認識することができることとする。

の特例に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第五項第六号ニに規定する財務大臣が定めるところは、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）X六九三三又は国際標準化機構の規格一二六五三―三に準拠したテストチャートを規則第三条第五項の特例輸入者、特定輸出者又は申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者及び貨物を業として輸出する者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面において、日本産業規格X六九三三における四の相對サイズの文字及びISO図形言語又は国際標準化機構の規格一二六五三―三における四ポイントの文字及び一四

<p>2 前項の規定は、規則第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において準用する規則第十条第四項第五号ニに規定する財務大臣が定めるところについて準用する。</p>	<p>○ 凶票を認識することができることとする。 「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	